

成年後見制度

利用・申立てのご案内

安心して自分らしい
生活を送るために



台東区社会福祉協議会

目 次

成年後見制度とは？	P2
成年後見人の役割について	P3
法定後見制度の種類と内容	P4
法定後見制度を利用(申立て)するには	P5
成年後見人等になったら	P7
任意後見制度	P8
よくある質問	P9
成年後見制度に関する問い合わせ・連絡先	P10

台東区社会福祉協議会　台東区権利擁護センター
「あんしん台東」の事業案内

成年後見制度とは？



どのような制度ですか？

⇒認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方(ここでは「本人」といいます)について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

どのような種類があるのですか？

法定後見制度

判断能力が不十分になつてから

家庭裁判所によって、成年後見人等(補助人・保佐人・後見人)が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てを行います。

⇒詳しくはP 4

任意後見制度

判断能力が不十分になる前に

判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを、契約(任意後見契約)で決めておく制度です。利用するためには、公証役場で公証人による公正証書の作成が必要となります。

⇒詳しくはP 8



成年後見人等の役割について

成年後見人等の主な役割は、身上保護と財産管理の2つに分けられます。



成年後見人等ができること

身上保護

介護契約や施設入所契約など、本人の身上の世話や療養看護に関するこ

- 本人の住居に関するこ(住居確定や契約、費用の支払いなど)
- 医療に関するこ(健康診断などの受診、治療、入院、リハビリテーションなどの契約や費用の支払いなど)
- 介護・生活に関するこ(介護保険の利用や介護サービスの依頼、費用の支払いなど)
- 施設の入退所に関するこ(老人ホームなどの施設の入退所契約や費用の支払い、処遇の監視など)
- 本人の見守り(定期的な訪問)(安全の確保)

財産管理

本人の資産や負債、収入及び支出の内容を把握し、本人のために必要な支出を計画的に行いながら資産を維持していくこと。

- 権利証や通帳などの保管
- 遺産相続などの各種行政上の手続き
- 収入(年金、給与、生命保険金など)・支出(公共料金、住宅ローン、税金、保険料など)・預貯金の管理
- 銀行など金融機関との取引
- 不動産など重要な財産の管理・保存、処分

成年後見人等の業務ではないこと

- 日用品の購入、その他日常生活に関する行為
- 毎日の買い物や身体介護など
- 賃貸借契約の保証人や入院・施設入所の際の身元保証人、身元引受人など
- 治療や手術、臓器提供についての同意
- 遺言や養子縁組、子の認知、結婚、離婚などの意思表示

法定後見制度の種類と内容



	補 助	保 佐	後 見
対象者 (判断能力の程度)	判断能力が不十分な方 (重要な財産行為でも、自分でできるかもしれないが、本人の利益を守るには誰かにやってもらった方がよい人)	判断能力が著しく不十分な方 (日常的に必要な買い物程度は自分でできるが、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借りなど、重要な財産行為はできない人)	判断能力を欠く状況にある方 (日常的に必要な買い物も自分でできず誰かに代わってやってもらう必要がある人)
裁判所に申立できる人	本人・配偶者・四親等内の親族等 (親族等の申立人がいないときは市区町村長)		
申立の本人の同意	必 要	不 要	
種 類	補 助 人	保 佐 人	後 見 人
後見人等への報酬	後見人等の事務や管理財産の内容などを考慮して裁判所が決定		
同意権 ・ 取消権	申立の範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為※2」	申立の範囲内で家庭裁判所が定める「重要な法律行為※1」	本人の法律行為すべてを取り消しできる
	本人の同意が必要	同意権・取消権を与えるには 本人の同意は不要	
	日用品の買い物などは取り消しできない		
代理権	申立の範囲内で家庭裁判所が定める 「特定の法律行為※2」		全ての法律行為
	本人の同意が必要		本人の同意は不要
後見監督人	必要と判断すれば、家庭裁判所が選任		

※1重要な法律行為…民法13条1項に定められた行為

- 預貯金の払戻し、金銭の貸付け ○不動産など重要財産の処分 ○訴訟行為 ○贈与、和解、仲裁合意
- 相続の承認放棄、遺産分割 ○贈与遺贈の放棄、不利な贈与遺贈を受けること
- 新築、改築、増築、大修繕 ○定期期間を超える賃貸借契約 など

※2特定の法律行為

預貯金の払戻し、不動産の売却、福祉サービスの契約など。その内容は、民法13条1項に挙げられている行為に限定されません。

法定後見人の権限…代理権・同意権・取消権

代理権	本人に代わって(本人を代理して)本人のために特定の法律行為を行う権限
同意権	本人が重要な法律行為をおこなう際に、その内容が本人にとって不利益ではないか検討し、問題がない場合に了承(同意)する権限
取消権	本人が行った本人にとって不利益な行為を取り消す権限

法定後見制度を利用する(申立て)するには

判断能力が不十分な場合

1

申立人と成年後見人等の候補者を検討します

申立てできる人

- 本人
成年後見開始の審判を受ける者
- 配偶者
- 4親等内の親族
 - ・親、子、祖父母、孫、ひ孫、兄弟姉妹、甥・姪、おじ・おば、いとこ
 - ・配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪
- 区市町村長
親族等で申立てを行いう人がいない場合、本人に代わって申立てをします。
- 任意後見人

成年後見人になれる人

- 本人の親族
- 法律・福祉の専門家
弁護士・司法書士・社会福祉士、その他第三者がなることができます。
- 法人
 - ※ 最終的に家庭裁判所がふさわしい人を選任します。
 - ※ 複数の人がなることもできます。
 - ※ 申立ての時点で、後見人等の候補者がいない場合も申立てできます。

2

本人情報シートを用意し、診断書(成年後見用)をとります ◆補助・保佐・後見のいずれかに該当するかを判断します

- ア 本人情報シートを準備
本人の福祉関係者(ケアマネ、ケースワーカーなど)に本人情報シートへの記入を依頼する
【渡すもの】
「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ(説明文)
 本人情報シート
イ 作成された本人情報シートのコピーを1部準備する
ウ 主治医に対して診断書・診断書付票の作成を依頼する
※成年後見用診断書の作成費用3,000円～
10,000円程度
(医療機関により異なる)
【渡すもの】
診断書を作成していただく医師の方へ(説明文)
診断書・診断書付票の書式(成年後見制度用)
アで作成された「本人情報シート」(原本)
※作成後1か月以内

3

申立てに必要な書類を準備します

申立てに必要な書類・費用

- ※ 費用は申立人が負担します。
- ①申立書類一式
 - 補助・保佐・後見 開始申立書
 - 申立事情説明書
 - 親族関係図
 - 本人の財産目録及びその資料
 - 本人の収支予定表及びその資料
 - 後見人等候補者事情説明書
 - 親族の意見書
 - ②診断書(成年後見制度用)
(※作成後3ヶ月以内)
 - 診断書付票
(※作成後3ヶ月以内)
 - 本人情報シート(コピー)
 - ③□本人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
 - ④□本人の住民票又は戸籍の附票
 - 後見人等候補者の住民票又は戸籍の附票
 - ⑤本人が登記されていないことの証明書
 - ⑥愛の手帳のコピー(交付を受けている方のみ)
 - ⑦費用:お問い合わせください

申立ての書類を手に入れたい場合

東京家庭裁判所ホームページ(後見サイト)より申立ての書類がダウンロードできます。
(本人の住所が東京23区の場合)

東京家庭裁判所 後見センター(千代田区霞ヶ関1-1-2) ☎3502-5454(直通)

家庭裁判所

4

家庭裁判所に申し立てます(本人の住所を管轄する家庭裁判所)※要予約

① 予約

申立てのために来庁日時を事前に予約します。

② 郵送

予約日の3営業日前までに申立書類を家庭裁判所に郵送します。

③ 調査・審問

- 申立人及び成年後見人等候補者から申立てに関する詳しい事情を確認します。
- 本人に面接をして意思や同意の有無の確認をしたり、生活状況などの調査をします。本人が外出困難な場合は、家裁の担当者が本人のもとに伺います。
- 親族(法定相続人)へ、意向照会する場合があります。

3ヶ月程度

④ 鑑定

- 「保佐」や「後見」の申立てをする場合は、本人の判断能力や障害の程度を判断するために、医師による鑑定を行う場合があります。

⑤ 審理・審判

- 申立事情説明書、成年後見人等候補者事情説明書、鑑定結果、調査結果等の内容を検討します。
- 家庭裁判所が本人の状態に応じて、適切な類型(補助、保佐、後見のいずれか)を決定します。後見人は、本人の家族、親族や第三者である弁護士、司法書士、社会福祉士等の中から裁判所が選任します。

5

審判が出ます

- 審判書の受領後、2週間以内に不服申立てがなかった場合に審判確定となります。
- 確定後、家裁が東京法務局に後見登記の登録を依頼します。
- 確定後、約10日間で東京法務局より登記事項証明書が発行されます。ここから後見人等の業務を開始します。
- 東京法務局にて、成年被後見人等や成年後見人等に登録されていること、またはされていないことの証明書の発行を受けることができます(有料)。

連絡先は→P10

1ヶ月程度

6

審判確定・法定後見スタート

7 本人の死亡(終了)

- 家庭裁判所は成年後見人等が、適切に仕事をしているかどうかチェックをする為に監督人をつけたり、※後見制度支援信託等の利用を求める場合があります。
- 法定後見人に支払う報酬は、後見人等の事務や管理財産の内容などを考慮して家裁が決定します。

※本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託財産又は特別な預貯金として金融機関が管理するもの。

成年後見人等になつたら…

成年後見人等は、具体的には、次のようなことを行います



まずは

① 財産目録を作る

本人の財産の状況などを明らかにして、成年後見人等選任後1か月以内に、家庭裁判所に財産目録等を出します。

② 今後の予定を立てる

本人の意向を尊重し、本人にふさわしい暮らし方や支援の仕方を考えて、財産管理や介護、入院などの契約について、今後の計画と収支予定をたてます。

日々の生活で

本人の財産を管理する

本人の預金通帳などを管理し、収入や支出の記録を残します。

本人



成年後見人



必要に応じ

本人に代わって契約を結ぶ

介護サービスの利用契約や、施設への入所契約などを、本人に代わって行います。

仕事の状況を

年に一度家庭裁判所に報告する

家庭裁判所に対して、成年後見人等として行った仕事の報告をし、必要な指示などを受けます。

成年後見人等の任期はいつまでですか？

- 通常、本人が判断能力を取り戻し後見が取り消されたり、本人が亡くなるまで、成年後見人等として責任を負うことになります。申立てのきっかけとなった当初の目的(例えば、保険金の受領や遺産分割など)を果たしたら終わりというものではありません。
- 成年後見人等を辞任するには、家庭裁判所の許可が必要となり、それも正当な事由がある場合に限られます。

任意後見制度

今は判断能力があるが将来の不安に備えたい方



将来、判断能力が低下した時に備え、あらかじめ任意後見受任者を自分で決め、公正証書で契約しておきます。

将来のことが心配だなー

いまのうちに受任者を決めておくといいですよ！



公正証書での任意後見契約の締結

本人と任意後見受任者が一緒に公証役場に行き、公正証書による任意後見契約を結びます。(状況によっては、公証人が出張します)

任意後見契約内容の登記

東京法務局で登記されます。登記された内容は法務局で取得できる後見登記事項証明書で確認できます。

申立て

認知症が進んできたと判断された場合に、任意後見受任者等が家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立てます。

任意後見スタート

任意後見人は任意後見契約であらかじめ定めておいた、財産管理や身上保護を代わっておこないます。



ワンポイントアドバイス

任意後見制度と共に、下の4つの契約も組み合わせることができます。

① 財産管理契約

判断能力が低下する以前に支援を受けたい場合

任意後見契約と一緒に、任意後見受任者と通常の委任契約として、財産管理等の事務を委任する契約を結んでおくこともできます。このことによって、判断能力が低下したときに、すみやかに任意後見への移行が可能となります。

② 見守り契約

判断能力の状況をきめ細かく把握できるようにするために

任意後見契約を結んだ後に、本人の生活状況を定期的に見守り、判断能力低下の事態に対応できるよう、任意後見契約とともに任意後見受任者との間で「見守り契約」を結んでおくこともできます。

③ 死後事務委任契約

死後の事務を依頼したい場合

任意後見契約は本人が生きている間の契約であり、本人の死亡によって終了します。ただし、「死後の事務」でも葬式や埋葬、永代供養の手配・支払いなどについては「死亡時の特約事項」として委託することが可能です。

④ 遺言

死亡後に自分の希望を確実に執行してもらうために

死亡後のことについて、自分が望むことを確実に執り行ってもらうためには、任意後見契約とともに遺言を作成し、遺言内容の手続きをすすめる「遺言執行者」を定めておくことが望まれます。

よくある質問



Q1



成年後見制度を利用すると戸籍謄本に記載されるのですか？

戸籍謄本には、記載されません。その代わりに東京法務局に登記されて本人や成年後見人などから請求があれば登記事項証明書が発行されます。

Q2



後見登記の証明書はどんなとき必要なのでしょうか？

不動産の売買など重要な財産を処分する場合や福祉サービスの契約、施設入所や入院の契約の時、また銀行で定期預金を解約したり生命保険を解約する時などもこの証明書が必要です。

Q3



手続きが難しい時はどうすればいいですか？

弁護士や司法書士に申立て手続きを委任したり、相談・支援を受けることができます（別途費用がかかります）。

Q4



誰でも申立てをしたら後見人になれるのですか？

後見人等の決定は、家庭裁判所で行いますので必ず後見人になれるとは限りません。

Q5



母と同居をしているのですが、母の後見人になったら母の年金を家族のために生活費として使えますか？

母のために使用する必要経費以外は、家庭裁判所の手続きを経ずに被後見人の財産から直接お金を受け取ることはできません。従って、家族のための生活費としては使用できません。

Q6



後見人になる人が見つからないのですが、どうしたらいいですか？

身近に後見人になってくれる人がいなくても、家庭裁判所が本人の意思を尊重しつつ、もっとも適任の後見人を選任してくれます。

Q7



後見人の報酬はもらえるのですか？

後見人等は、家庭裁判所への後見事務の報告の際に「報酬付与の審判」の申立てをします。親族が後見人になった場合も、家庭裁判所が扶養義務等を含めた様々な条件等を考慮して決定します。裁判所にこの手続きを経ずに被後見人の財産から直接、報酬を受け取ることはできません。

Q8



診断書は精神科の医師に書いてもらわなければいけないのですか？

診断書は特に精神科医ではなく、「かかりつけ医」に記入していただいて結構です。ただし、鑑定の際に「かかりつけ医」が鑑定を行うことが相当でない場合には、家庭裁判所の判断で「かかりつけ医」ではなく、別の医師に依頼することがあります。

成年後見制度に関する

問い合わせ・連絡先



専門機関

●成年後見制度の申立て・手続き・書類の取得に関すること

東京家庭裁判所後見センター ☎100-8956 千代田区霞ヶ関1-1-2

(申立て手続きは予約制 ☎3502-5359 ☎3502-5369 受付/9:30~11:30、13:00~16:00)

●後見登記に関すること

東京法務局 ☎102-8225 千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

☎5213-1234(代表) ☎5213-1360(後見登録課)

●任意後見制度に関する相談・手続きに関すること

上野公証役場 ☎110-0015 台東区東上野1-7-2 富田ビル4階 ☎3831-3022

浅草公証役場 ☎111-0034 台東区雷門2-4-8 あいおいニッセイ同和損保浅草ビル2階 ☎3844-0906

●成年後見申立て手続き支援や成年後見人等の依頼に関すること

東京三弁護士会 (東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会) ☎3581-9110

高齢者・障がい者のための電話相談(電話相談 無料、面接・出張相談 有料)

公益社団法人成年後見センター ☎160-0003 新宿区四谷本塩町4-37 司法書士会館5階 ☎3353-8191

リーガルサポート東京支部 電話相談 無料、後見人等の紹介 有料、面談相談(要予約03-3353-9205 東京司法書士会総合相談センター)

公益社団法人東京社会福祉士会 ☎170-0005 豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル5階 ☎5944-8680

(権利擁護センターばあとなあ東京) (電話相談 無料、来所・訪問相談 初回無料※2回目から有料)

●法的トラブルに関する問い合わせ全般(成年後見制度を含む)

法テラス・サポートダイヤル ☎0570-078374

法制度や相談窓口の案内。どなたでもご利用いただけます。(情報提供料は無料。通話料は自己負担)

●民事法律扶助制度を利用した無料法律相談(成年後見制度を含む)

法テラス上野 ☎110-0005 台東区上野2-7-13 JTB損保ジャパン上野共同ビル6階 ☎050-3383-5320

経済的に余裕のない方のための弁護士による無料法律相談。高齢者・障がい者向け出張相談もあります。

台東区役所(1階区民相談室) ☎110-8615 台東区東上野4-5-6 ☎5246-1025

弁護士・司法書士による法律相談(要予約)

台東区の事業案内

台東区では、判断能力が低下した高齢者、知的・精神障害のある方が地域で安心して生活を営めるよう成年後見制度の利用支援事業を行っております。

①区長審判申立制度

判断能力が低下した高齢者、知的・精神障害者の方で、申立てを行う親族等がいない方について、区長が代わって裁判所に対して後見等の開始を申立てる制度です。

②成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用のための申立て費用の支払いや成年後見人等への報酬の支払いが経済的に困難な方に対して、家庭裁判所への申立て費用及び成年後見人等に支払う報酬の一部を助成します。(①②どちらも利用に際して一定条件があります)

お問い合わせ・ご相談

台東区福祉部福祉課 庶務係

☎5246-1173

〒110-8615
台東区東上野4-5-6
台東区役所3階

台東区社会福祉協議会権利擁護センター「あんしん台東」の事業案内

「成年後見制度はどんな時に利用したらしいのか」「福祉サービスを利用したいが、利用の仕方がわからない」「通帳のしまい場所や家賃・医療費の支払いなどを忘れてしまう」「重要書類の保管や日常の金銭管理が心配」…などでお困りの方はご相談ください。

福祉サービス利用援助事業 (地域福祉権利擁護事業)

高齢や障がいのため判断能力が十分でない方の福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理及び*重要書類の預かりを行っています。

(利用料／1時間まで800円・書類預かり1ヶ月800円)
※書類預かりのみの利用は不可

財産保全管理サービス

高齢や身体的障がいのため外出が困難な方の福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理及び*重要書類の預かりを行っています。

(利用料／1時間まで800円・書類預かり1ヶ月800円)
※書類預かりのみの利用は不可

福祉サービスの苦情受付

福祉サービスの利用に関しての疑問や苦情を受け、よりよい福祉サービスが受けられるよう支援します。

福祉の法律相談

月に1回程度、福祉サービスの利用に関するトラブルや疑問について、弁護士が相談に応じます。予約制です。

成年後見制度を利用しやすくするために…

後見制度の利用を支援します

- ・申立て等の利用相談
- ・申立て手続きに関する支援

運営委員会を設置します

専門的・第三者的立場で運営方針等について指導・助言を行うための運営委員会を設置します

後見人等をサポートします

- ・後見人になることを検討している親族の相談
- ・後見人として活動している方への支援

無料相談会を開催します

司法書士による後見制度の無料相談会を開催します

地域ネットワークを活用します

判断能力が十分でない方の生活を地域で支えていくために、地域の専門家や福祉関係機関とネットワークをつくります

台東区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん台東」

- ◆ 〒110-0004
台東区下谷1-2-11
- ◆ TEL 03-5828-7507
- ◆ FAX 03-3847-0190
- ◆ 開所時間 8:30~17:15
(土・日曜日・祝日、年末年始はお休み)

